

財務部財産管理課請負工事成績評定要領の運用

改訂 令和6年3月27日 青財管第350号

1 要領（評定の対象）第2条の取り扱いについて

第2条では、「原則として1件の請負代金額が500万円以上の工事」としているが、次に掲げる工事については評定を行うことが困難と認められることから、工事成績評定を省略することができる。

- 一 張芝、筋芝のみの工事
- 二 境界杭設置のみの工事
- 三 仮橋損料等の損料のみ、又は、損料及び撤去の工事
- 四 花植えのみの工事
- 五 伐開、除根、草刈、除草のみの工事
- 六 防護（雪）柵の伸展または収納のみの工事
- 七 蓋掛けのみの工事
- 八 標識、照明灯等の塗装、小規模な樋門等の塗装のみの工事
- 九 橋梁等の輸送のみの工事
- 十 舗装道、砂利道の維持修繕の穴埋めのみの工事
- 十一 路肩整備、側溝清掃（泥あげ）のみの工事
- 十二 テレメーターの補修のみの工事
- 十三 建築物（付帯施設含む）の補修のみの工事
- 十四 建築設備（付帯施設含む）の補修のみの工事
- 十五 小規模・雑多な工種が多く、主たる工種が判然としない道路管理工事等
- 十六 構造物撤去（産廃処理含む）のみの工事
- 十七 コンクリート構造物劣化防止等の表面含浸材等による表面被覆工のみの工事

2 前項に掲げる工事が2以上ある工事においても、工事成績評定を省略することができる。

附 則

この運用は、令和4年4月11日から施行する。

附 則

この運用は、令和6年4月1日から施行する。